

令和 2 年度

町 政 執 行 方 針
教 育 行 政 執 行 方 針

美 瑛 町

目 次

1. 令和2年度 町政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～13
2. 令和2年度 教育行政執行方針・・・・・・・・・・・・ 14～21

1. 令和2年度 町政執行方針

はじめに

令和2年第1回定例会に当たり、本年度の町政執行に関する所信と主要な施策について基本的な考え方を申し上げ、町議会議員の皆さま、町民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年 of 統一地方選挙で美瑛町長として選任をいただいて以来、町民の皆さま、各機関の方々から一方ならぬ御指導を賜りました。今日までまちの未来を付託された重い責任にお応えするため、山積する多くの課題に対して一瞬の予断も許さぬ気構えを持ち、常に町政の先頭に立たせていただきました。今この時も正に、一步ずつではありますが、皆さまの声がきちんと届く行政、信頼され透明性のある運営を積み重ねて、「対話」で町内をつなぐまちづくりを大切な軸として、美瑛町の発展のため、精一杯取り組んでいるところであります。

新しい時代「令和」の2年目が始まりました。本年は、夏季では実に56年ぶりの国内開催となる世界的スポーツの祭典「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されます。オリンピックの精神は、「スポーツを通して心身を向上させ、文化や国籍など様々な違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献する」というものであり、この精神はまちづくりの基本的な考えにおいても必要なものであると思います。私たちは次の世代のために、この精神に則り、平和で希望あふれる美瑛を切り拓いて行かなければなりません。

しかしながら現在の社会情勢は、顕著な人口減少時代の只中にありながら、毎年発生する自然災害や収束の気配のない新型肺炎への対応等、町民の皆さまが不安に感じる出来事が常に顕在化しております。行政の責任として不測の事態を日頃から想定し、あらゆる状況に素早く対応できるよう、万全の準備と体制の充実強化を図ってまいります。

これまで一貫して申し上げ、目標としてまいりました4つのまちづくりの柱として、地域全体の活力で進める「みんなでつくるまちづくり」、美しい美瑛に相応しい「世界に誇れるまちづくり」、町民一人一人が実感できる「しあわせなまちづくり」、安心した暮らしを続けるための「未来につなぐまちづくり」。これらの実現は、自分に課せられたゆるぎない責任だと感じています。この基本方針を根幹とし、松尾芭蕉が説いた「新味を求めて変化を重ねていく流行性こそが不易の本質である」とした「不易流行」の言葉の如く、いつまで

も変化しない本質的なものを忘れない中にも、その変化を恐れない姿勢で新しい政策や施策を積極的に進め、町民の皆さまの笑顔あふれる輝かしい「丘のまちびえい」のために、全身全霊で取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢について

はるか兵庫県から来た小林直三郎が、明治27年に開拓の鍬を下ろしました。これが今に続く美瑛町の輝かしい第一歩です。以来、多くの先人たちが幾多の自然災害や数度の十勝岳噴火災害などにも決してあきらめず、努力を重ねて本町の発展を築いて来られました。

今、私たちはその先人たちの努力と成果に敬意を払い、美瑛町が力強く歩んできた歴史のように、この先も一層遅しく歩んで行けるよう、ここに住む皆さま自らの意思を持ち寄り、やさしく暖かい風の吹く未来と一緒に描いていきたいと考えております。そのためにも「自治基本条例」を制定し、「町民のことを、町民が考え、町民のために行動する」町民の皆さまが自治の担い手となり、暮らしやすいまちを創るための仕組みづくりに努めてまいります。

国内でも類を見ない「丘のまちびえい」は、消費者に直結した安全で美味しい農畜産物を生産できる豊饒（ほうじょう）の大地です。そして農業者の生業によって生み出された農村景観が、観光資源として多くの皆さまに愛されることとなりました。しかし、観光客による農地への侵入や車両の乗り入れ、交通渋滞、その他様々なトラブルが観光公害として表面化しており、その抜本的な解決に向けて、本年度「観光基本条例」を制定し、農業と観光において今後、良好な関係が構築される新たな地域モデルとなるよう取り組んでまいります。

令和2年度は「誰もが住みたい」「住み慣れた地域で暮らし続けたい」まちづくりを一層進めるため、医療費助成の拡充や妊産婦への支援による子育て支援環境の充実を図り、町民の暮らしをダイレクトに応援できる、そして子育て世代が美瑛町に移り住んでいただける施策に取り組んでまいります。

本町の歴史は、十勝岳との共生の歴史でもあります。活火山である十勝岳噴火等の非常時に対応するため、更なる防災体制の整備を図り、近年の大雨等想定を超えた大規模災害にも対応できる取り組みや組織づくりを進めてまいります。

本年度は、美瑛町の20年後、30年後の未来を創造していくための羅針盤として、新たな美瑛町の未来を具体的に描く総合計画である「まちづくりビジョン」の策定に着手いたします。

美瑛町には今、日々多くの「出会い」があります。たとえ一期一会であった

としても出会いは様々な形で「つながり」となり、この「つながり」を大切に皆さまとともに心豊かで活力ある未来を、皆さまが希望をもって安全安心にいつまでも住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。

主要な施策の具体的な推進方策について

以下、令和2年度の町政の各分野にわたる主要な施策の具体的な推進方策について、次のとおり申し上げます。

第1 足腰の強い産業づくり

農業や林業は本町の基幹産業であり、経営基盤の安定強化と、雇用の創出を図るとともに、商工業、観光業等の異業種との連携を促進し、町内の産業が共に力強く発展していく地域づくりを進めます。

我が国の農林業は、TPP11や日欧EPAの発効に加え、本年1月に発効した日米貿易協定により、特に北海道の農業経済に対し大きな影響が予想されるため、これまで以上に地域の特性をいかすとともに、省力化やスマート農業等の導入による強い農業づくりが求められています。

昨年開設した農業担い手研修センター「美進」において、本町の担い手である新規就農者が安定した経営技術を習得し、スムーズに就農できる体制づくりを関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

高収益作物の振興対策については、重点作物に位置づけているトマト増反への支援に取り組むとともに、中山間地域等直接支払制度を活用した、農産物の増収や品質の向上を図るため堆肥運搬助成の増額による土づくり支援の拡充、リモートセンシング技術を活用した登熟度解析支援、新たにドローン操縦資格取得の支援など各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、新たな働き手を確保するとともに、就労や生きがいづくりの場の創出を図るため、関係機関や団体が一体となった検討委員会を組織し、美瑛町の農業形態にあった農福連携の推進体制を構築してまいります。

畜産業については、2年目となる草地基盤整備事業により、良質で安定した自給粗飼料の確保と民間家畜保護施設の整備を行ってまいります。また、全国的な脅威、懸念となっているCSF（豚熱）やASF（アフリカ豚熱）などの対策については、国や北海道の指針を遵守しながら、引き続き生産者と関係団体が連携した防疫活動を行い、安全安心な畜産物の生産に努めます。町営白金牧場においては、預託された育成牛を適正に飼養管理し、酪農家の負担軽減となる運営を行ってまいります。

農地基盤整備事業については、朗根内2期地区の事業実施に向けた計画樹立に取り組み、今後事業を予定している地区において、事業化へ向けた地域協議を進めていきます。また、土地改良施設の適正な管理への支援を引き続き行っていくとともに、2期目を迎える多面的機能支払交付金事業の活用により、地域資源の良好な保全や農村環境の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

林業については、森林環境保全整備事業補助金による適切な町有林管理を実施するほか、未来につなぐ森づくり推進事業を活用した、計画的な民有林整備を進めます。また、森林認証林活用の取り組みにより、環境に配慮した地域材のブランド化や付加価値の向上を図り、持続可能な森林管理や森林経営を次世代へつないでまいります。

森林環境譲与税については、森林組合や町内林業関係団体などと有効な活用方法を協議し、担い手対策などの具体的な林業振興を図ってまいります。

商工業の振興については、町内に工場などの事業場を新設する企業に対し、固定資産税の減免措置の期間を延長するとともに、減免率の見直しを行って企業誘致や支援に取り組んでまいります。また、商工会と連携を図りながら、町内の中小企業者等が主体となって一層の経営改善を進めるための経費の一部を助成し、地域経済のエンジンである中小企業者の活性化を引き続き推し進めてまいります。

地域経済の活性化には、人口が重要な要素を占めます。移住、定住対策については、新たに専属の部署を設置し、重点的に人口対策に臨んでまいります。移住施策を一元的に担うことで効果的、戦略的に人口維持、増加に取り組みます。空き店舗対策についても、引き続き町内中心市街地の空き店舗を活用し、創業する方に対して開業費用や店舗賃借料の一部を助成するとともに、起業、移住、定住対策と一体化した施策の中で人口対策と賑わいの創出に結びつけてまいります。

就業支援については、起業創業支援や求人情報の収集発信などを推進し、移住相談の受け入れ体制の充実を柱として、人口問題解決のためにUIJターン希望者への積極的なアプローチを行うとともに、全国各地で開催される移住相談会に参加し、本町の魅力発信と移住希望者への積極的な情報提供に努めます。関係人口、交流人口を増やしていくためにも、「関西びえい会」の設置に向けて関係団体と協議を進めてまいります。

中心市街地の賑わいづくりの中核施設として運営している「ふれあい館ラヴニール」、道の駅びえい「丘のくら」では、顧客のニーズに応える新商品の開発に努めるとともに、物販と宿泊、体験、飲食が連携した事業展開を進めま

す。「丘のまち交流館ピ・エール」においても、ギャラリーの有効活用を図りながら満足度の向上を図り、観光客にも町民の皆さまにも気軽に利用してもらえる運営を目指してまいります。

美瑛町には、白金温泉をはじめ、彩り豊かな丘の景観など魅力的な観光資源があります。近年、青い池を中心とする白金エリアの観光入込みが増加していますが、魅力的な観光を維持、発展させるためには、観光資源の保全管理が重要となるため青い池駐車場を有料化し、新たな財源として活用する中で、更なる観光振興に努めてまいります。

白金泉源事業については、18号井の浚渫整備事業を実施し、温泉の安定供給に努めてまいります。

通過型観光から脱却し、滞在型観光の推進を図るためにも、道の駅びえい「白金ビルケ」を拠点とした体験メニューの充実に取り組むとともに、サイクルツーリズムを促進するため、広域サイクリングコースの路面標示を行います。

「寛仁親王記念丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン」や「丘のまちびえいヘルシーマラソン」を始めとするイベントについても、業務効率の見直しを図るとともに、より魅力的な催事内容を構築することで、さらに多くの皆さまに美瑛町にお越しいただき、美瑛町を楽しんでもらうとともに、町民の皆さまとの交流を深める機会を創ってまいります。

「一般財団法人 丘のまちびえい活性化協会」の運営については、「第2次丘のまちびえい活性化プラン」に基づき、CRM事業による顧客データベースを活用しながら、DMO事業の一層の推進、観光資源を有効に活用した滞在型、通年型の観光地域づくりを進めるとともに、「丘のまち交流館ピ・エール」を拠点とした地域文化の発信や交流の促進を図り、町民の憩いの場として更なる利用促進に取り組んでまいります。また、まちの魅力ある資源を最大限活用するとともに、多様化する商業ニーズにも応え、町内全域の経済活動を牽引する新たなまちづくり組織の設立に向けた取り組みを加速してまいります。

第2 ともに支え合うまちづくり

本町においては、人口減少に加え少子高齢化が一層顕著になってきていることから、安心して子どもを産み、次代を担う子どもたちが、健やかに育ち成長していくための環境整備に努めるとともに、福祉や保健、医療などあらゆる施策を確実に実施し、町民が互いに支えあい、健康で生きがいをもって、安心して暮らし続けていけるまちづくりを進めてまいります。

子育て支援については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て環境の充実等、子育てに関わる広い範囲の支援に取り組むとともに、町民がわかりやすく、誰もが安心して相談でき、乳幼児期から継続的に子ども、そして家庭を総合的に支援していくための部署を設置し、多様な子育てニーズに対応した、一元的な子育て支援に取り組める体制づくりを進めてまいります。

保育所や幼稚園の保育料等については、昨年10月からの幼児教育、保育の一部無償化で対象とならない2歳児以下の保育料の半額軽減と副食費の助成事業を引き続き町独自の子育て支援として実施するとともに、各へき地保育所の土曜日の保育時間を拡充し、今後においても関係機関と連携を図り、町内における保育や教育を必要とする子どもの受け入れ体制の充実に努めてまいります。

このほか、中学生までを対象としていた医療費全額助成やインフルエンザ予防接種助成を18歳まで拡充するとともに、新たに高校への入学時における就学支援、上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業と連携した病児保育の実施など子育て支援の充実に取り組むとともに、一時預かり事業や学童保育事業等一体的な子育て支援を推進し、安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。

妊娠、出産支援については、不妊治療、妊婦健診、産後健診や新生児聴覚検査等乳幼児健診、母子健康相談、母子手帳アプリの活用などに継続して取り組みます。

また、町外出身者が多く身近に支援者がいない等の実態があることから、本年度より産後1年間の助産院等への宿泊費助成、助産師が家庭を訪問する母親の心身ケアや育児のサポートを行う産後ケア事業の費用助成、産科医療機関への健診出産等受診のための交通費助成を新たに実施し、妊産婦の心身及び経済的な支援を充実してまいります。

高齢者福祉については、介護予防や日常生活支援、医療介護連携の取り組みを推進するとともに、認知症高齢者の理解促進と相談支援の充実を図ります。さらに、老人クラブや地域サロンなど、地域福祉活動と連携した支え合い活動の充実を図ってまいります。また、現在行っている高齢者への福祉ハイヤー助成事業を拡充し、高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加への促進を図ります。

また、社会福祉協議会については、ボランティアセンターの活動にボランティアポイント制度を導入し、その取り組みに対して支援してまいります。

町内で困難となってきた介護施設の人材確保については、外国人介護福祉人材育成支援事業の取り組みを進めてまいります。また、老人保健施設ほの香においては、非常用発電設備と空調設備の整備を行い、利用者のための施設機能の向上と福祉避難所としての充実を図ります。なお、「高齢者福祉計画」については、令和2年度中に見直しを進め、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの強化を図ります。

障がい者福祉については、誰もが地域で自立した生活を送ることができる社会を実現できるよう、各関係機関と連携のもと、障がい者の生活を地域全体で支えることができるサービス提供体制の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

また、令和3年度から「障がい福祉計画」や「障がい児福祉計画」が次期計画となることから、本年度新たな計画の策定に当たっては、アンケート調査を実施し、障がい者等の意向を踏まえ、地域の特性にあったサービス提供を計画的に行うための次期計画の策定を進めてまいります。

健康づくりについては、「健康マイレージ事業」の特典の一部見直しを図りながら事業を継続し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、新たに特定年齢の町民を対象とする歯周病検診を導入し、糖尿病や循環器疾患と関連が深い歯周病予防の普及、啓発に取り組んでいくとともに、町民の健康寿命を延ばすことを目的に生活習慣病の重症化予防と介護予防事業を一体的に行う、「後期高齢者保健事業」を強化してまいります。

また、がんの予防や早期発見には検診が有効であることから、検診の必要性を広く浸透させるための啓発活動や、特定の年齢の方を対象とした乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券の交付による受診勧奨及び一次検診後の精密検査勧奨など、検診推進事業に継続して取り組んでまいります。

地域人口の減少、診療報酬の引き下げ等によって地域医療を取り巻く情勢は、国における医療制度改革や医療費抑制政策に加え、地域の実情が考慮されていない公立、公的病院の統合再編への誘導など、先行きが見通せない状況となっています。

こうした中で、町立病院は住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療体制を確保し、地域医療の中核として安定した医療を提供する役割を担っていることから、旭川医科大学や各医療機関との連携による診療体制の確保と、充実した医療提供に向けた体制づくりを進めてまいりました。今後においても、安定した病院運営を継続するため、医療サービスの向上と経営の一層の効率化、充実した医療体制の確立に努めてまいります。

第3 まちを動かす人づくり

社会情勢が大きく変化していく中で、町民一人一人が主体的に社会に関わり、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

その鍵を握るのは「人づくり」であり、「つながりづくり」であります。本町が積み重ねてきた歴史や文化を礎とし、豊かな心と郷土愛を持つ人づくりを進め、充実した町民生活を目指すため、関連する事業の一層の充実と各世代のニーズに応じた様々な学びの機会の提供に取り組み、継続的な事業展開に努めてまいります。

将来の地域活性化を担う人材の育成のために「人づくり」として、「少年少女道外研修」を継続して実施し、道外の歴史や文化、自然に触れる体験学習や企業への訪問、そして社員の方々との交流を通して、職業に触れるジョブキャリア教育だけでなく、人生の選択肢を増やすためのライフキャリア教育にも取り組めます。

また、地域人材育成研修交流センターについては、官民の異業種研修が昨年終了したことから、今後は異業種研修に参画した企業等に美瑛町をフィールドとした研修等の拠点施設としての新たな活用を図るとともに、今後も地域の交流の場として、幅広く活用されるよう運営してまいります。

文化芸術の振興については、心豊かで潤いのある地域社会の形成を目指し、文化芸術の振興として芸術文化事業推進実行委員会と連携し「クリスマスレクチュア」などの事業実施や、親子が一緒に楽しめる人形劇の開催など、幅広い世代が優れた文化芸術に接する機会を提供します。

また、本町で育まれた文化芸術を未来に引き継ぐためにも、引き続き文化芸術団体の活動を支援するとともに、町民センターに各世代の町民が集い、学び、交流し多様な活動の場となるよう、今後も幅広い文化芸術活動に取り組んでまいります。

スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には必要不可欠であります。本年も引き続き、「びえい健幸♡嬉しい宣言事業」とのコラボレーションを実施し、運動を楽しみながら健康づくり、からだづくり、更には仲間づくりもできるスポーツ教室やスポーツイベントの開催に取り組み、町民がいきいきと活動できる場の提供とその体制づくりに取り組んでまいります。また、普段から継続して軽スポーツに取り組めるようスポーツセンターの空き時間を活用し、気軽にスポーツに参加できる仕組みづくりに努めてまいります。

町民プールの運営については、利用者ニーズに対応した効果的で効率的な運営を図るため、本年度から指定管理者制度に移行し、民間事業者の蓄積した専門的なノウハウを活用することで、経費の節減と魅力的な自主事業の充実を図り、利用者満足度の向上につなげてまいります。

美瑛町の郷土への理解と愛着を育むことは、いきいきとしたまちづくりを進める上で重要であります。先人が今日まで十勝岳とともに培ってきた歴史や文化及び郷土学館「美宙」の天文台を利用した天文学を「美瑛学」と定義し、多くの町民が美瑛町の持つ財産に触れ、自分の住む町を深く知るため、幅広い年齢層に向けた講座を開催し、郷土に誇りと愛情を持てる取り組みを進めてまいります。

十勝岳ジオパーク構想については、上富良野町と協力し出前講座等を開催し、地域資源の魅力を広く発信します。また、日本ジオパーク認定に向けてジオガイド育成に努めるなど活動の推進を図ってまいります。

学校教育については、子どもたちが生涯にわたって学び続け、様々な社会的変化に対応できるよう、生きる力を身に付ける教育を進め、今日では必要不可欠となった情報活用能力の育成を図るため、学校におけるICTを活用した学習活動の充実に取り組んでまいります。また、地域から信頼される学校として、保護者及び地域住民等が学校運営に積極的に参画するコミュニティ・スクールの取り組みを充実し、開かれた学校づくりを推進してまいります。

学校施設については、美瑛小学校の外構整備や美瑛中学校にエアコンを設置し、学校施設の機能確保を図り、学習環境の充実を進めてまいります。

少子化が急速に進行する中、各地域において高校の存続が憂慮される状況にあります。本町においても美瑛高校の存在は、まちづくりに果たす役割が非常に大きいものと考えており、今後においても、高校の存続と魅力化を図るため、高校と地域が一体となった教育活動を展開できるよう、北海道教育委員会とも連携し引き続き支援に努めてまいります。

第4 安全・安心なまちづくり

町民が快適で安心して暮らせるまちづくりは、道路や公園、上下水道などの生活基盤の充実が必要不可欠です。本町の誇る豊かな自然や素晴らしい景観との調和を図りながら、町民がいきいきと暮らすことができる環境づくりにつながる公共事業を計画的に進めてまいります。

町道の整備については、移動の円滑化及び維持コストの軽減を図るため、町道朗根内上俵真布線道路改良舗装事業を始め、継続6事業を推進してまいりま

す。また、新規事業として町道美沢18線道路改良舗装事業のほか、3事業に取り組んでまいります。

美瑛市街地区については、引き続き街路灯LED化事業を実施し、夜間の交通安全及び防犯性の向上を図るとともに、電気料等の維持コスト縮減を図るため、防犯協会と連携し、生活環境の向上に努めてまいります。

道路及び橋梁維持修繕については、橋梁の定期点検を行うほか、長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕設計を行ってまいります。また、住民生活及び地域産業の安定した基盤を作り出すため、交通安全施設や除排雪対策、大雨等に備え安全かつ円滑な交通確保を行います。特に集中豪雨などの異常気象に備え、道路パトロールによる危険箇所の早期発見に努めるほか、土砂などの流出に伴う道路清掃の充実、排水機能の向上など、町民の生活基盤となる交通網確保のために、万全の体制で取り組んでまいります。

町が管理する河川についても、継続して維持補修に努め、町道や河川の草刈り、清掃などの環境整備に町民の皆さまの御協力を得ながら、引き続き道路河川愛護会事業への支援及び多面的機能支払交付金事業と連携した取り組みを進めてまいります。

町民の交流の場である公園は、公園施設長寿命化点検事業により、都市公園遊具の点検を行い、パークゴルフ場とともに適切な管理と維持修繕に努めるほか、丸山公園については、園路及びスタンドの一部改修、憩ヶ森公園においては遊具広場の改修を実施してまいります。

町内に存在する空き家等については、美瑛町空き家対策計画に基づき長期にわたる放置を防ぐことで、美しい景観や環境を守り不動産の流動を促進する事業に取り組んでまいります。

水道事業については、老朽化に伴う機器や配水管の更新を行い、水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、水道事業の健全な経営を図り、水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業については、ストックマネジメント計画に基づき管路調査を実施し、また下水処理場及びマンホールポンプ所改築更新に向け実施設計を行い、施設の計画的かつ効率的な管理に努めるとともに、下水汚泥コンポストヤードを活用した汚泥堆肥の実用化に向け、農地への試験施用に取り組んでまいります。

国から施設管理を受託しているしろがねダムについては、適切に管理を行い、農業用水の確保に努めてまいります。

住環境の整備については、公営住宅等の長寿命化を目的とした適正な管理を行うとともに、中長期の建替計画を踏まえた整備を進めてまいります。

環境衛生、廃棄物対策については、引き続き分別収集の徹底や地域における集団資源回収への支援を行い、ごみの減量化及び再資源化を進めるほか、不法投棄の防止に努めてまいります。し尿処理については、引き続き汚泥のたい肥化を進めるとともに、老朽化した処理施設の機能診断を行い、計画的な施設の維持管理に努めてまいります。

防災対策については、新たに防災対策の専門部署を新設し、専属の担当職員を配置することで町全体に係る防災業務の更なる推進を図るとともに、近年、日本各地で多発している様々な自然災害を鑑み、万が一の事態が発生した場合においても迅速に対応できるよう、日頃から各関係機関との情報交換や研修、訓練などを通じた連携強化と防災体制の充実に努めてまいります。

また、想定し得る最大規模の浸水に対応した洪水ハザードマップの改定とともに、より活用しやすい新たな「防災ガイドブック」を作成し、防災情報の周知と災害時に備えた対応に取り組んでまいります。

平成29年より設置を推進している「自主防災組織」については、支援制度の充実に努めるとともに、地域自らが災害について考え、自発的な共助活動を推進されるよう、広報などを活用した周知や防災教室の実施など、地域防災力の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

前回噴火から31年を経過した活火山十勝岳については、本年1月に火山性地震等が増加するなど火山活動の活発化を示す現象が観測されており、十分に注意が必要な状況であるといえます。今後においても、砂防事業の整備拡充及び早期完成に向け、関係機関と協議を進めていくとともに、十勝岳噴火総合防災訓練の内容充実や十勝岳望岳台防災シェルターの適切な運営を実施し、町として十勝岳の有事に備えた対応に努めてまいります。

第5 みんなで歩むまちづくり

先人が築いてきた農村景観や文化を守り、住み良いまちづくりを進めていくためには、町民の皆さまが自らの地域について考え、主体的に関わっていくことが重要であり、地域住民の声を町政に反映させる手段として「びえい未来トーク」や「町民まちづくり提案事業」を実施し、行政と町民が一体となった町民参加型のまちづくりを引き続き推進します。

また、地域課題を一つ一つ解決し、誰もが住み続けたいまち、住んでみたいまちの実現に向けて町民ワークショップを活用した「まちづくりビジョン」の

策定を開始し、新しい美瑛を作っていくための方向性と具体策を掲げるとともに、データ等を活用した地域経済循環の課題分析を行うなど、今後のまちづくりにおける政策立案の根幹となる未来図を描いてまいります。

景観づくりについては、「丘のまちびえい」の発展を一層促すため、「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」に基づく景観重要建造物や景観重要樹木、周辺環境の保全に努めるとともに、環境美化活動の推進、景観づくりに関する研修やセミナーへの参加促進等、景観を保全し守り育てるための意識の醸成を図り、美瑛町全体で魅力ある景観づくりを推進してまいります。

情報発信については、本町の魅力を国の内外へ広く伝えるとともに、近年多発する災害等に関する情報も含め、広報紙やホームページ、SNS等各発信媒体の特性をいかした情報の発信を推進してまいります。また、幅広い世代に利用されているコミュニケーションアプリ「LINE」を活用した防災情報や町の行事等の情報配信を4月から開始し、迅速かつ効果的な情報発信に努めてまいります。

町税については、税法に基づいた適正な税務事務を行い、町財政の貴重な財源収入の確保に努め、引き続き上川広域滞納整理機構との連携による、滞納者及び滞納額の減少に取り組んでまいります。

行財政の推進については、将来を見据えた持続可能な財政運営がなされるよう、町債発行額を抑制するとともに、KPIを用いた町政における事業検証を行い、PDCAサイクルによる課題の整理、分析した上で事業の必要性を精査し、予算の透明化と町民の皆さまの意見や提案を反映した開かれた行政運営に努めてまいります。また、長期的視野に基づく適切な公共施設のマネジメント実現のため、国の指針に基づく公共施設等総合管理計画の改定業務と個別計画の策定に取り組みます。

予算の執行については、健全な財政基盤の維持はもとより、より効果的、効率的な財源の活用による将来にわたる負担適正化を図るとともに、常に町民の皆さまの声に耳を傾けて適正な行政サービスを提供し、町民満足度の向上を目指してまいります。

むすびに

以上、令和2年度の町政執行に臨む所信並びに主要な施策の概要について申し上げます。

私たちは今、美瑛という美しく穏やかなまちに住んでいます。昨年、町制施行から120年の節目の年を迎えた美瑛町は、今だけ存在しているのではなく、今だけ良ければいいものでもありません。今日まで営々と進められてきたまちづくりの歴史を、さらに未来に向かって昇華させ、しっかりと私たちの子々孫々へ引き継いでいくものでなければならないと思っています。

「理想のまち」という響きは漠然とし、個人によっても望むゴールは千差万別であると思います。しかし、まちづくりは決して一人でできるものではなく、ここに住む町民の皆さまが主役となり、行政との協働なくして実現できないものであります。ここで暮らしたいと町民の皆さまが望むことを一歩ずつでも実現することが、結果としてすべての皆さまが幸せな暮らしを実現できる、住んで良かったと思える、「理想のまち」づくりの実現につながっていくものと考え、町外から訪れる人々にとっても、心の安らぐバリアフリーなコミュニティが存在する魅力ある美瑛町を目指し、町民の皆さまとともにまちづくりに取り組んでまいります。

町議会議員各位並びに町民の皆さまの一層の御支援と御協力をお願い申し上げます、令和2年度の執行方針といたします。

2. 令和2年度 教育行政執行方針

はじめに

令和2年第1回定例会の開会に当たり、令和2年度の教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

現在、グローバル化や高度情報化、人工知能（AI）などの技術革新が急速に進み、社会が大きく変化し、未来への予測が困難な時代にあって、子どもたちに身に付けるべき力は、変化を前向きに受け止め、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する力です。また、他者と協働して課題を解決したり、様々な情報を見極め再構築したり、感性を働かせながら、明るい未来を切り拓いていこうとする資質・能力です。

この実現には、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を子どもたちに育む必要があります。「何のために学ぶのか」という学ぶ意義を共有しながら、思考力、判断力、表現力などを育むことが重要です。

子どもたちの健やかな成長には、確かな学力に加え、豊かな心を育むことが不可欠です。豊かな情操や規範意識、他者との共生や異なるものへの寛容さ、困難を乗り越え物事を成し遂げる力を育成します。

また、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みと学びの環境を整備し、障がいのあるなしにとらわれることなく、すべての子どもが合理的配慮のもと、適切な指導や必要な支援が受けられるよう取り組んでまいります。

さらに、ふるさと美瑛を愛し、美瑛の歴史や文化、自然などとかかわる体験活動を重視した「ふるさと教育」や、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付ける「キャリア教育」を進めてまいります。

子どもたちの成長を支えるために、学校・家庭・地域の連携・協働による「地域とともにある開かれた学校づくり」を推進するとともに、コミュニティ・スクールの充実を図ります。

美瑛町教育振興基本計画が示す教育の目標や方向性を基に、子どもたちの学びを支援するほか、生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進してまいります。

町の魅力や活力を創出し、郷土への愛着や誇りを持ちながら持続可能な地域を支える教育力の向上を図るとともに、町民一人一人が生き生きと学び続ける

環境づくりを通して、心豊かに輝くまちづくり、人づくりに資する教育行政の充実と発展に取り組んでまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

【学校教育】

1 社会で生きる力の育成

子どもたちが、様々な社会的変化を乗り越え、必要な資質や能力を身に付けることができよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践していくことが重要です。そのために、各学校での組織体制の改善・充実、年間指導計画に基づいた学力・意欲の向上のための各種取組、授業の目標を示し「見通し」や「振り返り」を位置付けた学習活動など、日常の授業の充実を図るよう努めてまいります。また、どの学校でも校内で共通した学習規律の徹底を図り、一貫した指導の確立を目指した取り組みを進めてまいります。子ども一人一人にきめ細かな対応と指導の充実を図るため、教育指導助手を引き続き配置します。

基礎学力の定着や学習習慣の確立を図るために、放課後や長期休業中に、各学校で取り組んでいる学習サポートや教育委員会が主催する「小学生学習ルーム」を引き続き実施します。

小学校では、新学習指導要領が完全実施となり、外国語教育では、3・4年生で外国語活動、5・6年生で教科化となります。外国語専科指導教員と外国語指導助手を配置し、生きた英語に触れるとともに、国際理解教育・外国語教育の推進に努めてまいります。また、プログラミング教育に関する教科等の横断的な指導や教育的思考を含む情報活用能力の育成など、道教委の研究実践校である美瑛小学校と連携しながら、小学校全校でその教育の充実に向けて取り組んでまいります。

これからのICT社会を生き抜く力を育み、将来の可能性を広げるため、既存のICT機器を有効に活用するとともに、国の「GIGAスクール構想」による高速通信ネットワーク環境の整備と、児童生徒に一人一台の端末を年次的に整備するよう進めてまいります。本年度は、学習の理解を深める映像などを活用し、分かる授業の実現や学習意欲の向上を目指して、指導用デジタル教科書を全小学校に導入します。

自分が生まれ育った美瑛についての学習を通して、郷土への愛着や郷土の中での自分の生き方を考え、子ども一人一人が自らの可能性を引き出すことができるよう、小学校3年生から6年生まで、「十勝岳の防災」、「大地の成り立ち」や「地域資源を活用したまちづくり」等、発達段階に応じた内容のふろさと教育に引き続き取り組んでまいります。中学校では、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を見つめ、将来の進路選択について、より高い理想を持った生徒を育成するため、道内研修を実施するなどのキャリア教育を進め、夢や目標を持ち続ける意識を育むなどの取り組みを進めます。

美瑛町の特別支援教育では、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもを対象とした教育に取り組んでいます。すべての子どもへの支援体制を円滑に進めるため、必要に応じての校内支援委員会の開催や定期的な教育相談など、また、様々な機会を活用しながら学校や関係機関などと情報を共有し、保護者などの理解を得るよう、子どもの実態に即した切れ目のない支援教育に取り組んでまいります。子ども一人一人への支援体制の充実のため、特別支援教育専門員を増員配置します。小・中3校に通級指導教室を設置して、個々の特性に合わせた支援教育を通じて、学力の保証や自立に向けて、指導の充実を図るよう努めてまいります。

学びのスタイルの違いから起きる「小1プロブレム」に対しては、小学校全校で小1スタートカリキュラムを作成し、また、就学前の子どもへの教育・保育・療育のニーズに適切に対応するため、幼児期のアプローチカリキュラムを作成し、関係者による子どもの発達等に係る合同研修を行ってまいります。

また、学習環境や生活環境等の大きな変化に適応できないといった「中1ギャップ」を未然に防止するため、道教委の未然防止事業の推進地域の指定を受けて、小中全校で取り組みを進めています。引き続き、人間関係を築く力の育成や社会的スキルを身に付け、集団での適応を図る取り組みを進めてまいります。

小学校と中学校が共に義務教育9年間を見通した系統性・連続性を重視し、連携を深めてきました。引き続き、中学校教員による小学校へ、または、小学校卒業時担任による中学校1年生への「出前授業」をはじめ、授業公開や授業交流などを通して、これまで以上の小中連携に努めてまいります。

2 豊かな人間性と健やかな体の育成

子どもたちが、心身ともに健やかに成長していくためには、豊かな情操や、責任感、規範意識、他者への思いやりや自己肯定感などを育むとともに、健康の保持増進や体力の向上が重要です。そのために、指導方法等の工夫改善や指導体制の充実を図る必要があります、研修会を通して教職員の指導力向上を図ってまいります。

いじめや不登校対策については、学校と家庭が連携し、「児童生徒理解・教育支援シート」などを活用しながら「未然防止、早期発見・早期対応」に努めてまいります。併せて、美瑛町生徒指導連絡協議会を通して、小・中・高が共通認識の下、さらに連携を深めるとともに、関係する機関や団体、地域と連携し、いじめ防止等に関する啓発に努めてまいります。

また、子どもや保護者が適切な教育相談が受けられるよう、心の教室相談員、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーの配置など、福祉関係機関とも連携し、教育相談体制をさらに充実してまいります。

社会における情報化が急速に進展する中、スマートフォンの不適切な利用による犯罪等の被害、ゲーム依存など、未然防止に向けて、保護者、警察などの関係機関の協力を得て、正しいネット利用の定着に向けた情報モラル教育の充実を図ってまいります。

子どもたちにとって読書をすることは、言語活動を促すとともに、感性や創造性を豊かにし、人生をより良く生きる力を身に付ける上で欠かすことのできない活動です。学校図書館においては、子どもたちの自主的な読書活動を支援するために、引き続き、図書館司書を定期的に巡回配置します。また、学校図書館システム等を有効に活用することにより、本が必要なときには、いつでも入手できることから、利用する子どもの増加が期待されます。今後も、読書環境、学習環境の充実に向けてまいります。

体力の向上は、心身の健全な発達を促し、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康の保持・増進に欠くことのできないものです。日常生活において体を動かす機会の設定やスポーツイベントへの参加促進など、学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの運動機会の確保に今後も取り組んでまいります。

子どもたちが正しい食習慣を身に付けるよう、栄養教諭を中心とした食に関する正しい知識と健全な食生活を実践するための指導など食育活動を推進します。学校給食においては、安全・安心に配慮し、地元食材を取り入れるなど献

立内容の充実を図ってまいります。バイキング給食や小・中学生を対象としたアグリスクールなどの食の体験学習を通じ、地場の農産物への理解と愛着を深め郷土愛を育ててまいります。

3 学びを支える家庭・地域との連携・協働

子どもたちが、様々な人々とかかわり、多様な経験を重ねながら、新しい時代を生き抜いていく力を身に付けるためには、学校はもとより、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することが重要です。

開かれた学校づくりを推進するためにも、「コミュニティ・スクール」の更なる充実が必要です。この取り組みは、保護者や地域の方々が学校運営に積極的に参画することにより、地域の特性を生かした特色ある学校づくりや学校を核としたコミュニティ活動の推進が期待されます。

各学校では、学校運営協議会などを中心に、花壇整備への協力や学習サポートの支援など様々な取り組みが行われており、徐々に成果が表れてきているものと認識しています。これまで以上に、地域とともにある学校づくりを目指し、学校・家庭・地域が連携・協働した取り組みを積極的に進めてまいります。

子どもたちの健やかな成長や保護者の負担軽減等を図るため、学校給食費の無償化や「丘のまちびえいすくすくサポート事業」による新入学学用品等の贈呈、修学旅行費用に対する一部助成事業などの継続、また、スクールバスを運行し、遠距離通学者等への支援に努めます。

子どもたちが、土曜日を有意義に過ごすことができるよう、学習要素を取り入れた「土曜学習」事業に引き続き取り組んでまいります。

近年、子どもを取り巻く家庭環境が様々な理由により、安定していない傾向にあります。これまで以上に、保健・福祉担当部局とより連携を図り、家庭に寄り添った相談支援の充実を図ってまいります。

学校施設については、美瑛小学校の環境整備や美瑛中学校エアコン設置工事などを行い、学習環境の充実に努めてまいります。

子どもたちが安心して登下校できるように、交通ルールの指導徹底、通学路の安全確保のためのPTA、地域見守り隊などによる点検パトロールの実施や通学路交通安全プログラムに基づく効果的な取り組みを推進するほか、「子ども110番の家」などの防犯対策の取り組みなども引き続き実施してまいります。

4 学びをつなぐ学校づくりの実現

学校教育は、子どもや保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っています。子どもの教育に直接かかわる教職員には、高い倫理観が求められています。子どもの手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、引き続き服務規律の保持に努めてまいります。

少年団活動や部活動の指導をはじめ、不登校やいじめ問題への対応など、学校現場が抱える課題の多様化に伴い、勤務が長時間にわたり、教職員の長時間労働が社会問題になっています。教職員の勤務時間を把握するとともに、学校における働き方改革「北海道アクションプラン」、町で策定した「教職員の負担軽減に向けて」や「美瑛町立中学校の部活動運営方針」等により、長期休業中の学校閉庁日の設定や部活動休養日を設けるなど、働き方を改善し、子どもと向き合う時間の確保など、学校運営の改善を促してまいります。

また、校務支援システムを美瑛小学校と美瑛東小学校に導入します。児童の名簿や成績などを電子化することで、関係する教員の誰もが共有でき、学校全体でよりきめ細かな学習指導や生活指導を行うことができるとともに、教員の業務の負担軽減にも繋がるよう取り組みを進めてまいります。

これからの教職員には、学級経営力や児童生徒理解力に加え、授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力が求められています。さらに、小学校における外国語教育の教科化やプログラミング教育など、新たな課題に対応できる力量を高めることも必要です。

教職員自らの課題解決や指導方法の向上を目的とした、先進地等への研修制度の充実を図るとともに、道教委をはじめ関係機関が実施する各種研修事業への参加促進に努めるほか、魅力ある学校づくりに資する、本町独自の教職員研修を引き続き実施してまいります。

【社会教育】

5 学びを活かす地域社会

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、雇用形態の変化など、社会構造の急激な変動に対応し、様々な課題を解決するための取り組みが求められています。人生100年時代の中で、一人一人が長い期間をいきいきと、より充実した生涯とするために、地域における社会活動や交流事業に主体的に参加し、そ

それぞれのライフスタイルに応じた適切な学習を行うことができる環境づくりを進める必要があります。

また、社会全体で子どもたちの健全な育ちを支援するため、学校や地域、関係団体と連携・協力し、学校外における各種学習・体験活動の充実を図ることが必要です。

第9次美瑛町社会教育中期計画が最終年となります。これまでの「きっかけ」、「つながり」、「やりがい」の三つの重要な柱で進められている「人づくり」をさらに推進し、次期中期計画の策定に取り組んでまいります。

だれもが気軽に楽しく参加できる公民館事業では、町民の皆さまが結びつきを深め、豊かな暮らしができるよう取り組みを進めてまいります。

成人を対象とした「いきがづくり講座」や「大人カルチャースクール」では、創作系の事業などを実施し、新たな趣味づくりの「きっかけ」や、参加者間の「つながり」を生み出す場の提供に努めます。

高齢者が喜びと生きがいを持ち、学生同士の親睦を深めながら活動する「すずらん大学」では、町内小学生との異世代間交流や施設見学など、多くの人たちとふれあう場所を提供し、町民の皆さまとの「つながり」を支援してまいります。

様々な年齢、立場に関わらず多くの人たちとふれ合える「びえい出会いふれあい祭り」事業では、児童生徒や町内の文化サークル等が日々の活動の成果を発揮する「やりがい」の場として、事業を推進します。

次代を担う子どもたちが、豊かな自然や歴史、文化にふれる体験学習を行う「自然とふれあいの里」や、親子のふれあいを目的とした食育講座を実施し、家庭教育の充実を図ってまいります。

本町の社会教育施設の適正活用や大雪青少年交流の家等の教育関連施設と連携・協働し、学習機会の拡充と学習結果の実践につながる取り組みを推進してまいります。

公民館分館については、地域課題に即した事業や講座の支援と地域の活性化を促進するために本館と分館が連携し、公民館全体の活動となるよう質の向上を図ってまいります。

図書館は、地域の情報や学習活動の拠点であり、あらゆる世代の町民の生涯学習活動の核となるための大きな役割を担っています。各世代に応じた図書の購入、郷土資料の収集、整理、保管に努めるほか、北海道立図書館等関係機関と連携しながら、読書環境を充実させるよう努めてまいります。

図書館の利用促進を図るため、図書館フェスティバル・季節ごとの各種イベントの開催、町民の作品等のギャラリー展示や図書企画展示を行うほか、本年度より、週一日開館時間の延長を行い、これまで以上に利用しやすい環境作りに取り組んでまいります。

読書への関心をさらに深めていただくため、読書通帳の更なる普及と、中学生以下の子どもを対象に、読書通帳を一冊終了するごとに本を贈呈するなどの取り組みを継続して進めてまいります。

また、読み聞かせボランティアグループの協力によるお話し会や、赤ちゃん親子に読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業を継続します。

子どもたちにとって身近な場所である学校や児童館への団体貸出を継続して行うとともに、図書館司書の資格を持つ職員が定期的に学校訪問し、読書環境の整備と朝読やブックトーク、調べ学習などの読書活動への支援を引き続き行ってまいります。

以上、教育行政の各分野における主要な方針をご説明申し上げました。町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和2年度の教育行政執行方針といたします。